

「横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針の改定」 に関する意見募集

～皆様のご意見をお寄せください～

1 意見募集の期間

平成 31 年 2 月 1 日（金）～平成 31 年 3 月 4 日（月）

2 改定の目的

横浜市では、厚生労働省が定める「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下「有料指導指針」という。）」に則り、平成 28 年 6 月に「横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針（以下「横浜市指導指針」という。）」を策定し、高齢者が安心して住み続けられる住まいを確保するために、横浜市内のサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の登録基準及び運営指導基準を明確化しました。

平成 30 年 4 月に有料指導指針が改正されたことを受け、横浜市指導指針についても改定を行います。

また、より適正なサ高住の整備・運営を目指し、現行の指針に新たな基準を設けます。

3 主な改定項目（※詳細は別紙をご参照ください）

- (1) 厚生労働省の標準指導指針の改定の反映
- (2) 職員研修に係る規定、有料老人ホーム重要事項説明書に係る規定を追加
- (3) 指導事項の細目を追加
- (4) 整備基準について、有料老人ホーム該当住宅へ有料老人ホームと同様の規定を適用
- (5) 整備基準について、国の基準を補完する項目を追加
- (6) その他

4 施行予定日

平成 31 年 4 月 1 日（月）

5 意見提出方法

住所、氏名を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください（形式は自由です）。

- (1) 郵送：〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 JN ビル 4 階
横浜市建築局住宅部住宅政策課
- (2) FAX 045-641-2756
- (3) 電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

6 担当部署

設備・構造等に関すること：横浜市建築局住宅部住宅政策課

サービス等に関すること：横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課

※意見公募に関するお問い合わせは横浜市建築局住宅部住宅政策課（045-671-4121）

までお願い致します。

7 注意事項

- (1) お電話での御意見の受付はできません。
- (2) お寄せいただいたご意見等につきましては、意見公募結果公表時に、市の考え方を整理したうえで公表します。個別の意見に対する回答はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表する可能性があります。
- (4) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案への意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (5) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）」に従って適切に取り扱います。